

日本CCS調査株式会社（以下「甲」という。）と*****株式会社（以下「乙」という。）は、甲が経済産業省（以下、「丙」という。）との間に締結した平成24年4月5日付け「平成24年度二酸化炭素削減技術実証試験委託事業（国庫債務負担行為に係るもの）」のうち、次のとおり再委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（再委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「再委託業務」という。）を乙に再委託し、乙はこれを受託する。

業務 「滝ノ上層圧入井および萌別層圧入井掘削工事」

（再委託契約金額等）

第2条 甲は、次に掲げる契約金額（以下「契約金額」という。）の範囲内において、乙が再委託業務の実施に必要な経費を乙に支払うものとし、経費の配分は乙の実施計画書記載のとおりとする。

契約金額 * , * * * , 0 0 0 , 0 0 0 円

（ただし、消費税額及び地方消費税額は含まない。）

（再委託業務の完了期限）

第3条 乙は、全ての業務を平成27年12月30日までに完了しなければならない。

但し、圧入井掘削工事のうち、現場工事については、次の期間内に工事を完了すること。

滝ノ上層圧入井掘削工事(掘削リグスライド工事を含む。) 平成27年2月28日

萌別層圧入井掘削工事(敷地整理工事を含む。) 平成27年7月31日

（再委託費の使用）

第4条 乙は、実施計画書に記載されたところに従って再委託費を使用しなければならない。当該実施計画書が変更された場合も同様とする。

（実施計画書の遵守）

第5条 乙は、実施計画書に従って再委託業務を実施しなければならない。

2 甲は、実施計画書記載の支出計画により、再委託業務の実施に必要な経費を負担するものとする。

（必要事項の承認等）

第6条 乙は、再委託業務を実施するうえで、実施計画書に定める事項について、あらかじめ甲に必要な書類等を提出し、その承認を得なければならない。当該事項を変更する場

合も同様とする。

2 甲は乙から必要な書類等が提出された場合は3日以内に内容の承認可否を判断し、乙に通知しなくてはならない。

3 第1項の定めにかかわらず、乙が再委託業務を実施するために必要な物品及びサービスにかかる契約行為については乙の内部規定に従い実施することとし、甲の事前承認は必要としない。ただし、甲は丙の平成24年度委託事業事務処理マニュアルに基づく検査時（確定検査または中間検査）において、乙の内部規定に基づき契約行為が実施されているかを確認する。

（納入物の提出）

第7条 乙は再委託業務について、収集した地質データ（カッティングス調査記録、マッドロギングデータ、検層データ等）及び工事報告書（以下、「納入物」という。）を完了期限内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の納入物を作成する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成21年2月13日閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととし、様式第1により印刷物基準実績報告書を前項の納入物とともに甲に提出しなければならない。

（遅延の報告）

第8条 乙は、再委託業務を第3条に定める完了期限内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに、遅延報告書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

（計画変更等）

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）実施計画を変更しようとするとき。ただし、事業内容の軽微な変更の場合、支出計画の区分経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10パーセント以下の流用（人件費及び一般管理費への流用は、人件費及び一般管理費に係るそれぞれの消費税及び地方消費税に限る。）の場合並びに消費税及び地方消費税を流用する場合は除く。

（2）再委託業務を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

3 次の各号の事由により実施計画を変更する必要性が生じ、それによって実施計画書に記載のない追加費用が生じる場合、もしくは第2条で定める契約金額を増額する必要性が生じた場合、甲及び乙は協議のうえ実施計画書を変更するとともに、甲は当該追加若しくは増額費用を乙に支払う。

（1）第14条による地元交渉の結果、地元関係者の合意が得られないとき

(2) 第41条による不可抗力事由が発生したとき

(3) 法令の制定または改訂、為替、経済情勢の変動（掘削関連サービスにかかわるアベイラビリティ変動等を含む）、その他乙の責めに帰すことが出来ない事由による場合

(4) 甲、乙協議のうえ、再委託業務の仕様が変更されたとき

4 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、前項各号の事由により実施計画の変更が緊急を要すると判断したとき、書面をもって他方の契約相手方に通知した上で、実施計画の変更を行うことができることとし、当該変更によって生じた費用については甲の負担とする。ただし、他方の契約相手方が書面受領後直ちに異議を唱えたときはこの限りでない。

5 前項ただし書きによる場合、甲、乙速やかに協議のうえ、実施計画変更の可否を決定する。また、当該決定までの間生じた費用については甲の負担とする。

(履行体制の変更)

第10条 乙は、実施計画書に添付の履行体制図に従って、再委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 再委託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称変更又は住所移転の場合。

(2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「丁」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丁は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丁の間の協議により決定されなければならないこと。

(再委託)

第12条 乙は、再委託業務の全部を第三者に委託または外注することはできない。

(監督)

第13条 乙は、甲が定める監督職員の指導を踏まえ業務を推進するとともに、その職務に協力しなければならない。

(地元交渉)

第14条 再委託業務の実施に関して、甲が地元交渉を行い、乙は甲に協力するものとする。

(業務の進捗状況の確認)

第15条 甲は、再委託業務に関する業務の進捗状況の確認を次の各号に定める時点において行うものとする。

(1) 敷地工事完了時

現地にて、実施計画書の通り敷地が完成しているか確認する。

(2) 掘削準備完了時

滝ノ上層圧入井については、掘削装置の設置・組立完了後、1日24時間体制をとり掘削工事（作泥、掘管追降等の付帯工事を含む）開始を甲が現地にて確認する。また、萌別層圧入井については、掘削装置スライド作業が完了して掘削工事開始を甲が現地にて確認する。

(3) 最終段の掘り止め時

各坑井ともに、最終ケーシングセット前の掘り止め時に現地の検尺に立会う。

(4) 掘削工事完了時

滝ノ上層圧入井については、地層水採取および圧入テスト作業が終了し、スライド準備工事を開始する時、萌別層圧入井については掘削工事完了後に掘削リグのリグダウン開始する時、現地にて確認する。

(5) 掘削リグ復員完了時

現地にて、掘削装置及び工事機材の全てが搬出されたことを確認する。

(6) 敷地整理工事完了時

現地にて、実施計画書の通り、敷地整理工事が完了していることを確認する。

(報告書の提出)

第16条 乙は、この再委託業務が完了したときは、再委託業務完了報告書を完了期限までに甲に提出しなければならない。ただし、遅延報告書を甲に提出し、その承認を受けた場合は、その期限によることができる。

2 乙は、再委託業務についての実績報告書を甲に提出しなければならない。ただし、提出期限延期承認申請書を甲に提出し、その承認を受けた場合は、その期限によることができる。

3 前項の実績報告書における一般管理費の支出実績額は、契約締結時において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する受けるべき委託金の額の合計額に、契約締結時における一般管理費の実質率（計画変更により率に変動が生じた場合はその率）を乗じて得た額を超えない額とする。

4 第2項の実績報告書の受けるべき委託金の額は、区分経費ごとに再委託契約額（流用額がある場合は流用後額）と支出実績額とのいずれか低い額とする。

(再委託業務完了の検査の時期)

第17条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から10日以内の日又は再委託業務実施年度の3月31日（前条第1項ただし書きにより、期限を延長した場合はその日）のいずれか早い日までに、完了した再委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、再委託業務の完了を確認する。

(支払うべき額の確定)

第18条 甲は、第16条第2項の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、再委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき額を確定し、これを乙に通知する。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も同様とする。

(支払)

第19条 甲は、前条の規定により支払うべき額を確定した後、乙の提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内にこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、乙が再委託業務の完了前に再委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めるときこれを支払うことができる。

(遅延利息)

第20条 甲は、前条第1項の約定期間内に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年利5%を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(差額の返還又は支払)

第21条 乙は、第18条により確定した支払うべき金額(以下「確定額」という。)を超える金額の概算払を既に受けている場合は、甲の指示により、その超える額を返還しなければならない。

2 甲は、確定額に満たない金額を乙に支払っている場合は、その不足額を乙に支払うものとする。

(研究活動の不正行為への対応等)

第22条 乙は本契約において、研究活動の不正行為への対応に関する指針(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究活動に関する指針」という。)による不正行為(ねつ造、改ざん、盗用をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 乙は、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「公的研究費に関する指針」という。)による不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めなければならない。

3 甲は、前項に掲げる乙の体制整備等の状況について乙に対し報告させるとともに、不正使用等の防止のために特に必要があると認めるときは現地調査を行うことができる。また、甲は、乙の体制整備等の状況について問題があると認める場合には、乙に対し必要な措置を講じるものとする。

4 甲及び乙は研究活動に関する指針及び公的研究費に関する指針に基づき適切に対応するものとし、不正行為若しくは不正使用等があったと認められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(契約の解除等)

第23条 甲又は乙は、一方の契約相手方が本契約の条項に違反し、他方の契約相手方が定めた相当期間内に当該違反の是正を行わなかったときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項により契約を解除した場合において再委託金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

3 乙が第1項により契約を解除した場合において、契約解除時まで発生した乙の債務及び費用は甲の負担とする。

4 甲又は乙は本契約の有効期間中であっても、以下の事由に該当する場合、甲、乙協議

の上、本契約の全部または一部を解除することができるものとし、契約解除により生じた甲の損害について、乙は一切責を追わない。

(1) 第14条による地元交渉の結果、再委託業務の実施が不可能と判断したとき

(2) 第41条による不可抗力事由による再委託業務の一時中止が長期間に及ぶと見込まれたとき

5 第4項により本契約が解除された場合、契約解除時までに発生した乙の債務または費用は甲の負担とする。

(延滞金)

第24条 乙は、第21条第1項及び前条第2項の規定により甲に確定額を超える額又は再委託金の全部若しくは一部を返還する場合、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第25条 乙は、再委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、再委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 再委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に再委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を再委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(財産の管理)

第26条 再委託業務の実施により乙が取得した財産については、乙が当該財産を取得した時点で甲の所有物になることとし、乙は、再委託業務期間中、甲による指示のもと善良な管理者の注意をもって当該財産を管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。

2 再委託業務の実施にあたり乙の貯蔵品を使用する場合、乙が、再委託業務実施のために開設する資材保管所に当該貯蔵品を納品し、甲に検収を報告した時点で甲に所有権を移転する。

3 乙は、取得財産について取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合のほかは、再委託業務完了後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出する。

4 第1項の規定にかかわらず、再委託業務により設置された設置物一切（坑井を含む）の所有権及びこれらに係る危険負担は、第15条に定める敷地整理工事完了確認をもって甲に移転するものとする。

(知的財産権等の定義)

第27条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）

(3) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 発明

(2) 考案

(3) 意匠及びその創作

(4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

(5) 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成

(6) 著作物及びその創作

(7) ノウハウ及びその案出

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

(知的財産権の帰属)

第28条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、再委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、再委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第30条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が

当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

第29条 乙は、第28条第1項の規定にかかわらず、再委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、再委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、再委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の報告)

第30条 乙は、再委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、再委託業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、再委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、甲に対して産業財産権実施届出書を遅滞なく提出しなければならない。

6 乙は、再委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の譲渡)

第31条 乙は、再委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、譲渡通知書を甲に提出するとともに、第28条、第29条、第

30条、第32条、第33条及び第34条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第32条 乙は、再委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第28条、第29条及び第34条並びに次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、再委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、再委託業務の成果に係る発明等により生産される物が、日本国内において生産されることを当該第三者に約させた場合は、この限りではない。

(知的財産権の放棄)

第33条 乙は、再委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第34条 甲及び乙は、協議の上、再委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、再委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第35条 乙は、第28条第2項に該当する場合、再委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において再委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払う。

(職務発明規定の整備)

第36条 乙は、本契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が再委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をす
るに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が
乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定め
なければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙
の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを再委
託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(現地調査等)

第37条 甲は、再委託業務の実施状況の調査及び支払うべき額の確定のために必要と認
めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員により、乙の事務所、事業場等におい
て再委託業務に関する帳簿類、その他の物件を調査、若しくは関係者に質問させることが
できる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第38条 甲は、乙の故意又は重過失により再委託金の過払いが発生していると認めると
きは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うこ
とができる。

2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断し
たときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して再委託業務につい
ての修正実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書をふま
えて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。
この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付
の日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(秘密の保持)

第39条 甲及び乙は、本契約による工事の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防
止の責任を負うものとする。ただし、公知の情報、自己が契約相手方から開示を受ける前
に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務が課されることなく開
示を受けた情報はこの限りではない。

2 甲及び乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(契約の公表)

第40条 乙は、本契約の名称、再委託金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されること
に同意するものとする。

(不可抗力)

第41条 本契約期間中に、不可抗力(天災地変、火災、騒擾、ストライキ、輸送通信施設の途絶、不可避の事故、やむを得ない許認可取得の遅れ、市場からの資機材または役務の調達不能、行政上の強行措置、地元関係者による反対、予測しえない地下条件その他甲、乙が合理的な注意を尽くしても制御しえない状態をいい、甲又は乙の故意または重大な過失により生じたものを除く。)が発生したときは、甲、乙は、各々へその旨通告する。同通告後、乙は、甲の協力のもと不可抗力事由を除くべく努力するが、その不可抗力に起因する義務の不履行、遅滞、工事の失敗もしくは損害について、乙はその責任を免れる。

(臨機の措置)

第42条 乙は、災害または公害もしくは事故防止等のため必要と判断したときは、臨機の措置を執ることができる。必要があると認めるときは、乙はあらかじめ甲の指示を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

2 乙は、前項の場合において、その執った措置につき遅滞なく甲に通知する。

3 第1項の措置に要した費用については、甲の負担とする。

(損害賠償)

第43条 再委託業務の実施に関して生じた損害(第三者に生じた損害を含む。)は、乙に故意または重大な過失のある場合を除き甲の負担とする。

2 甲は甲の使用人に対する負傷または死亡については、乙に故意または重大な過失のある場合を除き、乙を免責とし、乙は、乙の使用人(乙の下請負者を含む。)に対する負傷または死亡については、甲に故意または重大な過失のある場合を除き、甲を免責とする。

3 本契約により甲又は乙が契約相手方に対して損害の賠償を求める場合、直接的損害のみに限定し、間接的損害(工事の遅延に起因する逸失利益、事業機会の逸失その他これに類するものを含む。)については契約相手方に賠償責任を負わせないものとする。

(保険)

第44条 乙は、再委託業務遂行の為に必要な保険を乙の費用により付保しなければならない。

2 乙は、再委託業務の遂行にあたり、甲または第三者に損害を与えるおそれのある事象を新たに認めた場合、甲にその旨を通知するものとする。この場合において、甲から乙に対し保険項目及び条件の追加または変更について指示があったときは、乙は、再委託契約金額の上限金額の増額が認められることを条件として、当該指示に従うものとする。

3 乙は、第1項および第2項の規定により保険契約を締結したときは、その証券の写しを

直ちに甲に提出しなければならない。

4 第1項により乙が付保する保険においては、乙及び全ての下請人に加え、甲を共同被保険者とするとともに、交差責任担保特約を付するものとする。また、保険会社の甲に対する代位求償権放棄の特約を付するものとする。

(結果の責任)

第45条 乙は、実施計画書に記載されたところに従って再委託業務を誠実に遂行する。

2 再委託業務によって取得することが期待される知見および技術的な成果については、乙はその責を負わない。

ただし、乙の故意または重大な過失の場合はこの限りではない。

3 乙から甲に移管した設置物において、再委託業務終了後、所有物に起因して乙又は第三者に損害を与えたとき、または所有物を廃棄した後も含め、鉦公害が発生したときは、甲は自ら賠償の責を負い、乙にいささかの迷惑を及ぼさないものとする。

ただし、乙の故意または重大な過失の場合はこの限りではない。

(契約書の解釈)

第46条 本契約の目的の一部、完了期限その他一切の事項については、甲、乙協議の上、何時でも変更することができるものとする。

2 前項の規定によるほか、本契約の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき

(イ) 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

(ロ) 独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

(ハ) 独占禁止法第66条第4項の審決が確定したとき

(ニ) 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第50条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第66条第4項の審決についての審決書
- (4) 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10

0分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年11月1日

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

甲 日本 C C S 調 査 株 式 会
* * * * *

* * * * *

乙 * * * * *
* * * * *